

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

京濱運送株式會社定款



京濱運送株式會社定款

第壹章 總則

第壹條 當會社ハ京濱運送株式會社ト稱ス

第貳條 當會社ハ左ノ業務ヲ行フヲ以テ目的トス

一、運送及運送取扱營業

二、他ノ運送業者及保險業者ノ代理業

三、倉庫業

四、前各號ニ關聯スル一切ノ業務

第參條 當會社ハ本店ヲ東京市ニ置キ尙必要ノ箇所ニ支店出張所ヲ設置スルコトヲ得

第四條 當會社ノ存立期間ハ設立ノ日ヨリ滿參拾個年トス

第五條 當會社ノ公告ハ店頭ニ揭示シテ之ヲ爲ス

第貳章 資本及株式

第六條 當會社ノ資本金ハ拾萬圓トシ之ヲ株式貳千株ニ分チ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第七條 當會社ノ株式ハ記名式トシ壹株券 拾株券 五拾株券 百株券ノ四種トス

第八條 當會社ノ株金ハ壹株ニ付第壹回ニ金貳拾壹圓ヲ拂込ムモノトス

第九條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込ヲ爲シタル日迄金壹百圓ニ付壹日

金四錢ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ支拂ヒ且ツ其遅延ノ爲メ生シタル損害ヲ辨償スヘシ

第十條 株主又ハ其ノ法定代理人ハ株式取得ノ際其ノ氏名住所及印鑑ヲ當會社ニ届出ツヘシ之ヲ

變更シタルトキ亦同シ

但シ外國ニ居住スルモノハ東京府内ニ前項ノ通知催告ヲ受クヘキ假住所ヲ定メ届出ツヘ

シ若シ其届出ヲ怠リタルトキハ當會社ハ其株主ニ對シ通知上其責ニ任セス

第十壹條 當會社ノ株式ハ當會社取締役會ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得

ス前項ノ手續ヲ履ミ當會社ノ株式ヲ賣買讓渡シタルトキハ取得者ハ株券ノ裏面ニ署名捺

印シ當會社所定ノ書式ニ依リタル請求書ニ當事者連署ノ上株券ヲ添付シ名義書換ノ請求

ヲ爲スヘシ相續遺贈又ハ法律上ノ事由ニ依リ株式ヲ取得シタルモノハ其事實ヲ證明スヘ

キ書類ヲ添付シ名義書換ノ請求ヲナスモノトス

第十貳條 株券ヲ毀損シ又ハ分合ノ爲メ株券ノ引換ヲ受ケントスルモノハ當會社所定ノ書式ニ依リ

タル請求書ニ株券ヲ添付シ新株券交付ノ請求ヲナスモノトス

第十參條 株券ノ紛失盜難又ハ滅失ニ依リ株式ノ再交付ヲ受ケントスルトキハ當會社所定ノ書式ニ

依リ當會社ノ適當ト認ムル貳名以上ノ保證人連署ノ請求書ヲ提出スルモノトス

前項ノ請求アリタルトキハ當會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ公告ノ日ヨリ參拾

日ヲ經ルモ異議ヲ申立ツルモノ無キトキハ新株券ヲ交付ス

第十肆條 株式ノ名義書換及新株券ノ交付ニ付テハ左ノ手数料ヲ徵收ス

一、株式名義書換 株券壹枚ニ付金貳拾錢

一、新株券ノ交付 同 金五拾錢

第十伍條 株式ノ取得移轉ハ本章ノ規定ニ從ヒ株主名簿及株券ニ登録記入ヲ終ラササルトキハ會社

ニ對シテ其効力ナキモノトス

第十陸條 當會社ハ毎年四月壹日及拾月壹日ヨリ定時株主總會終結ノ日迄株式ノ名義書換ヲ停止ス

臨時株主總會ニ於テハ總會通知ノ日ヨリ其終結ノ日迄之ヲ停止ス

第參章 株主總會

第十柒條 當會社ノ定時株主總會ハ毎年四月及拾月ノ兩度トシ臨時株主總會ハ必要ナル場合臨時召

集ス

第拾八條 株主ノ議決權ハ壹株ニ付キ壹個トス

第拾九條 總會ノ議長ハ社長之ニ任ス社長事故アルトキハ專務取締役之ニ當リ專務取締役事故アルトキハ他ノ取締役ノ内壹名之ニ當リ取締役事故アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選舉ス

第貳拾條 議長ハ會議ヲ延長シ又ハ場所ヲ變更スルコトヲ得

第貳拾壹條 總會ノ議事ハ商法ニ別段ノ定メアル場合ノ外出席株主議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス總會ノ議長ハ株主トシテ議決權ノ行使ヲ妨ケス

第貳拾貳條 株主ハ其議決權ノ行使ヲ他ノ出席株主ニ委任スルコトヲ得但シ此場合ニ於テハ其委任狀ヲ當會社ニ提出スルモノトス

第貳拾參條 總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ決議録ニ登載シ議長及出席株主貳名以上署名捺印ノ上當會社ニ保存スルモノトス

第四章 役員

第貳拾四條 當會社ノ取締役ハ五名以内監査役ハ參名以内トス

第貳拾五條 取締役ハ當會社ノ株式壹百株以上監査役ハ五拾株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第貳拾六條 取締役ハ任期中其所有株式壹百株ヲ監査役ニ供託スヘシ

前項ノ株券ハ本人退職スト雖モ其期ニ關スル決算報告カ株主總會ノ承認ヲ經タル後ニアラサレハ返還セサルモノトス

第貳拾七條 取締役ノ互選ヲ以テ社長壹名專務取締役壹名ヲ選任ス

第貳拾八條 社長ハ會社ヲ代表ス

第貳拾九條 專務取締役ハ社長ヲ補佐シ社長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第參拾條 取締役ハ監査役中缺員ヲ生シタルトキハ株主總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フ

但法定ノ員數ヲ缺カサルトキハ次ノ定時株主總會迄其選舉ヲ延期スルコトヲ得

第參拾壹條 取締役ノ任期ハ參ケ年監査役ノ任期ハ貳ケ年トス

但其任期カ任期中最終ノ決算期ニ關スル宕時株主總會前ニ滿了スルトキハ總會ノ終結ニ至ル迄其任期ヲ延長スルモノトス

補缺選舉ニ依リ就任シタル取締役及監査役ハ滿期再選ヲ妨ケス

第參拾貳條 取締役及監査役ノ受クヘキ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 計 算

第參拾參條 當會社ノ決算ハ之ヲ貳期ニ分チ四月壹日ヨリ九月參拾日迄ヲ上半期トシ拾月壹日ヨリ翌

年參月參拾壹日迄ヲ下半年トス

第參拾四條

當會社ノ損益計算ハ每營業期ニ於ケル總收入金ヨリ一切ノ經費損失及銷却金ヲ控除シタルモノヲ利益金トシ左記ノ金額ヲ控除シタル殘額ヲ株主ニ配當ス
但内若干ヲ別途積立金又ハ後期繰越金トナスコトヲ得

第壹 利益金百分ノ五以上 法定積立金

第貳 利益金百分ノ貳拾以内 役員賞與金

第參拾五條

株主配當金ハ毎年四月壹日及拾月壹日現在株主名簿ニ登録セラレタル株主ニ之レヲ拂渡スモノトス

第參拾六條

株主配當金ハ株主總會終了ノ日ヨリ滿參ケ年ヲ經過スルモ請求ナキトキハ其請求權ヲ拋棄シタルモノト見做シ當會社ノ收得トス

附 則

第參拾七條

本定款ニ規定ナキ事項ハ總テ法令ニ據ル

第參拾八條

第壹回營業年度決算ニ限リ第貳回營業年度ニ併合シテ之ヲ行フコトヲ得

第參拾九條

當社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用ハ金六百圓以内トス

第四拾條

當社ノ發起人ノ氏名住所及引受株式數左ノ如シ

東京府北多摩郡千歲村烏山壹千八百拾九番地

壹百五拾株 岩 本 廣 吉

東京市杉並區阿佐谷壹丁目六百八拾七番地

壹百五拾株 加 藤 喜 三 郎

東京市世田谷區上北澤貳丁目四百九拾壹番地

壹 百 株 宮 崎 信 三 郎

東京市澁谷區代々木初臺町五百參拾九番地

壹 百 株 河 邊 勝 磨

東京市大森區大森參丁目百六拾貳番地

五 拾 株 小 林 友 三 郎

東京市品川區上大崎町壹丁目五百拾九番地

壹 百 株 米 本 庄 五 郎

東京市四谷區花園町六拾七番地

五 拾 株 箭 柏 卯 行